

- (4) 議会活動について、市民に対し積極的に情報を発信し、説明に努めること。
- (5) 自己の能力を高める不斷の研鑽に励み、日常の調査及び研究活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

### 第3章 自由討議

#### (議会の自由討議)

第4条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議員は、議案等の審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めなければならない。
- 3 議員は、積極的に政策討論を行うことにより、議員相互の合意形成を図り、政策立案及び政策提言に資するよう努めなければならない。
- 4 議員は、議員相互間の自由討議を拡大し、条例制定及び意見書その他の議案等の提出を積極的に行うよう努めなければならない。
- 5 議員は、議案等を審議し結論を採決する場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めた結果について、市民に対し、十分に説明責任を果たさなければならない。

#### (全員協議会)

第5条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会内での共通認識の醸成を図り、議員相互間の議論の場として全員協議会を活用する。

### 第4章 市民と議会の関係

#### (議会の情報公開と説明責任)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を公表、発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- (市民との連携)

第7条 議会は、市民との意見交換の場を必要に応じ設け、政策提案の拡大を図らなければならない。

#### (請願及び陳情)

第8条 議会は、請願及び陳情の提出は、市民が抱える懸案事項であると捉え、請願及び陳情の審査に当たっては、提出者の申出により説明及び意見を聞く機会を設け、市民が議会活動に参加する機会を確保しなければならない。

#### (議会広報の充実)

第9条 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めなければならない。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報活動に努めなければならない。

#### (議会報告会)